

令和7年11月

宅地建物取引業者の皆様

京都府管理河川における洪水浸水想定区域の指定について

京都府では、令和3年の水防法改正によって新たに洪水浸水想定区域の指定対象となった府管理河川について、本年5月に引き続き令和7年10月31日に本区域の指定を行い、水防法で定められた洪水浸水想定区域の指定が完了しましたので、お知らせします。

ご承知のとおり、令和2年7月に宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令が公布され、「水防法（昭和24年法律193号）の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地」が重要事項説明の対象項目として追加されているところです。

なお、多くの府内市町村において、対象となる河川について水害ハザードマップが作成されていますが、一部未作成の河川もありますので、最新情報の取得に努めてください。

（参考）

洪水浸水想定区域の指定状況（具体的な河川名や区域等）については、京都府ホームページをご参照ください。

https://www.pref.kyoto.jp/sabo/kouzui_sinsui/kouzuisinsuisouteikuiki.html

（問合せ先）

- 水防法（洪水浸水想定区域等）に関すること
砂防課防災係 TEL：075-414-5318
- 宅建業法（重要事項説明等）に関すること
建築指導課宅建業係 TEL：075-414-5343